別表第二号（第６条関係） ［第１～第80　略］ 第81　第49条の４の２の３に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。 １　送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するもの　40MHz ２　送信用終段増幅器に半導体素子を使用するもの ⑴　9,700MHzを超え9,800MHz以下の周波数の電波を使用し、電波の型式がＰ０Ｎのもの　25MHz ⑵　9,700MHzを超え9,800MHz以下の周波数の電波を使用し、電波の型式がＱ０Ｎのもの　24MHz ⑶　9,800MHzを超え9,900MHz以下の周波数の電波を使用し、電波の型式がＰ０Ｎのもの　58MHz ⑷　9,800MHzを超え9,900MHz以下の周波数の電波を使用し、電波の型式がＱ０Ｎのもの　24MHz	**別表第二号**（第６条関係） ［第１～第80　同左］ ［新設］
別表第三号（第７条関係） ［１～62　略］ 63　船上通信設備（デジタル船上通信設備に限る。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２⑴に規定する値にかかわらず、中心周波数からの離調が9.375kHz（ただし、チャネル間隔が12.5kHzの場合は18.75kHzとする。）を超える周波数帯において、0.25μW以下の値とする。 ［64～72　略］	**別表第三号**（第７条関係） ［１～62　同左］ 63　船上通信設備（デジタル船上通信設備に限る。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２⑴に規定する値にかかわらず、中心周波数からの離調が9.375kHzを超える周波数帯において、0.25μW以下の値とする。 ［64～72　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十七号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例） **第十三条**　第二十六条の二第一項の企画官は、令和十年三月三十一日までの間、置かれるものとする。	**附　則** （自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例） **第十三条**　第二十六条の二第一項の企画官は、令和七年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。